

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年四月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年四月四日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大塚 信孝

一	道路の種類	県道
二	路線名	熊谷小川秩父線
三	道路の区域	

新	旧	旧 新 別
比企郡小川町大字青山字 卯月花三〇二番一地从先から 同郡同町大字青山字卯月 花三〇一番一地从先まで		区 間
一六・〇〇〃 一九・二七	一六・〇〇〃 一六・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
三八・一四		延長 (メートル)
道路整備工事。 平成二十四年二月二十八日 付け埼玉県東松山県土整備 事務所長告示第三号による 道路予定区域の一部変更で ある。		備 考